程（第百五十二条の二の二十及び第百五十二条の二の二十一第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　略］

三　［略］

2　法第八十九条の十三第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての金庫の説明会への出席の有無

三　全ての金庫の意見書の提出の有無

四　［略］

五　提出を受けた意見書に法第八十九条の十三第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、金庫から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第八十二条の十九　法第八十九条の十四第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決等業務（法第八十九条の十三第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

［二・三　略］

四　苦情処理手続（法第八十九条の十三第一項に規定する苦情処理手続をいう。第百五十二条の二の二十五において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第百五十二条の二の二十七第二項、第百五十二条の二の二十八及び第百五十二条の二の二十九において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　［略］

規程（第百五十二条の二及び第百五十二条の二の二第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

［イ～ハ　同上］

三　［同上］

2　法第八十九条の五第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての金庫の説明会への出席の有無

三　すべての金庫の意見書の提出の有無

四　［同上］

五　提出を受けた意見書に法第八十九条の五第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、金庫から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第八十二条の四　法第八十九条の六第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　紛争解決等業務（法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

［二・三　同上］

四　苦情処理手続（法第八十九条の五第一項に規定する苦情処理手続をいう。第百五十二条の二の六において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第百五十二条の二の八第二項及び第百五十二条の二の九において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　［同上］

（届出事項）

第八十三条　法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十三　略］

十三の二　法第五十八条の五第三項の認可を受けた労働金庫連合会が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十三の三　法第五十八条の五第三項の認可を受けた労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）

［十四～二十五　略］

2　［略］

3　法第九十一条第三項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第百五十二条の二第二項及び第百五十二条の二の三において同じ。）でない労働金庫電子決済等代行業者が法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

（届出事項）

第八十三条　［同上］

［一～十三　同上］

［号を加える。］

［十四～二十五　同上］

2　［同上］

［項を加える。］